

法定福利費を明示した内訳書の提出について

県発注工事における社会保険等加入対策の一環として、発注者は必要があると認めるときは、受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることができることとし、令和3年4月1日から新潟県土木部において本庁発注工事を対象に試行しているところです。この度、法定福利費の適切な支払いに向けた国からの要請やこれまでの試行結果を踏まえ、地域機関発注工事についても、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

対象工事

次のとおり段階的に適用します。

- (1) 令和4年10月1日～ 予定価格7,000万円以上の工事
- (2) 令和5年4月1日～ 全工事

提出内容

請負代金の内訳を表示したものを提出してください。

様式は任意ですが、法定福利費（工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業主負担額）を必ず明示してください。

法定福利費の算出に当たっては、各専門工業団体が作成した標準見積書に沿って作成され法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、国土交通省の作成したマニュアルに準拠する等により適切に算出すべきものであることに留意してください。

※請負代金内訳書の様式について新潟県のホームページにおいて一例を示してありますので、参考としてください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356921902156.html>

※ なお、入札の際に提出する工事費内訳書に法定福利費の金額を明示することでも対応可能です。その場合は、改めて請負代金内訳書を作成、提出する必要はありません。

提出期限

請負代金内訳書を作成、提出する場合は、請負契約締結の日から起算して14日以内に監督員に提出してください。

村上地域振興局 地域整備部 業務課業務係
電話 0254-52-7955